

4 建築物等の解体等における飛散防止対策

4.1 石綿飛散・ばく露防止対策の概要

石綿含有建材は、大きく石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に分けられる。それぞれの分類を表 4.1.1 に示す。

表 4.1.1 石綿含有建材の種類

建材の種類	石綿含有吹付け材 (レベル 1)	石綿含有保温材等 (レベル 2)	石綿含有成形板等 (レベル 3)	石綿含有仕上塗材
対応石綿含有材	①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール(乾式) ③湿式石綿吹付け材（石綿含有吹付けロックウール(湿式)） ④石綿含有吹付けバーミキュライト ⑤石綿含有吹付けパーライト	【石綿含有耐火被覆材】 ①耐火被覆板 ②けい酸カルシウム板第 2 種 【石綿含有断熱材】 ①屋根用折板裏石綿断熱材 ②煙突用石綿断熱材 【石綿含有保温材】 ①石綿保温材 ②けいそう土保温材 ③石綿含有けい酸カルシウム保温材 ④バーミキュライト保温材 ⑤パーライト保温材 ⑥不定形保温材 (水練り保温材)	①外壁・軒天 スレートボード、スレート波板、窯業系サイディング、押出成形セメント板、けい酸カルシウム板第 1 種 ②屋根 スレート波板、住宅屋根用化粧スレート ③内壁・天井 スレートボード、スラグせっこう板、パーライト板、パルプセメント板、けい酸カルシウム板第 1 種、せっこうボード、ロックウール吸音天井板、ソフト巾木 ④床 ビニル床タイル、長尺塩ビシート、フリーアクセスフロア材 ⑤煙突 セメント円筒 ⑥その他 セメント管、ジョイントシート、紡織品、パッキン	①建築用仕上塗材（吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトは除く） ②建築用下地調整塗材 ^{注)}
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い	比較的低い
具体的な使用箇所の例	①建築基準法の耐火建築物（3 階建以上の鉄骨構造の建築物、床面積の合計が 200m ² 以上の鉄骨構造の建築物等）などの鉄骨、はり、柱等に、石綿とセメントの合剤を吹付けて所定の被膜を形成させ、耐火被膜用として使われている。昭和 38 (1963) 年頃から昭和 50 (1975) 年初頭までの建築物に多い。特に柱、エレベーター周りでは、昭和 63 (1988) 年頃まで、石綿含有吹付け材が使用されている場合がある。 ②ビルの機械室、ボイラ室等の天井、壁又はビル以外の建築物（体育館、講堂、温泉の建物、工場、学校等）の天井、壁に、石綿とセメントの合剤を吹付けて所定の被膜を形成させ、吸音、結露防止（断熱用）として使われている。昭和 31 (1956) 年頃から昭和 50 (1975) 年初頭までの建築物が多い。	①ボイラ本体及びその配管、空調ダクト等の保温材として、石綿保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材等を張り付けている。 ②建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として、石綿耐火被覆板、石綿含有けい酸カルシウム板第 2 種を張り付けている。 ③断熱材として、屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材を使用している。	①建築物の天井、壁、床等に石綿含有成形板、ビニル床タイル等を張り付けている。 ②屋根材として石綿スレート等を用いている。 ③煙突や上下水道管に石綿セメント円筒や石綿セメント管が使用されている。 ④ダクトや配管のつなぎ部にジョイントシート（シール材）や石綿紡織品、パッキンなどが使用されている。	①建築物の外壁に仕上塗材が塗られている。 ②内装仕上げに仕上塗材が塗られている。 ③建築用仕上塗材を施工する際、建築用下地調整塗材を使用している。

注) 石綿を含有する建築用下地調整塗材は、法令上は石綿含有成形板等の作業基準が適用されるが、本マニュアルでは仕上塗材として区分する。

除去等の作業を行う際は建材の種類や作業の内容に応じて、求められる石綿飛散防止対策が異なる。

石綿含有吹付け材の除去を行う際は、切断等を伴う搔き落としによることが一般的である。一方、石綿含有保温材等を除去する場合や、石綿含有吹付け材等を囲い込み又は封じ込め処理する場合、建材の使用状況や形状に応じた多様な方法が実施されており、それぞれの方法により石綿飛散防止対策は異なってくる。

また、石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材の除去を行う際にも、適切な飛散防止対策が求められる。

そのため、本マニュアルでは、以下に状況に分けて作業時の石綿飛散防止対策を記述した。

- ・ 石綿含有吹付け材等の切断等を行う作業に係る石綿飛散防止対策（4.7）
- ・ 石綿含有保温材等の切断等を行わない除去作業に係る石綿飛散防止対策（4.8）
- ・ 囲い込み又は封じ込め作業に係る石綿飛散防止対策（4.9）
- ・ 石綿含有吹付け材等の切断等を行う作業の特殊な石綿飛散防止対策（4.10）
- ・ 石綿含有成形板等の除去作業に係る石綿飛散防止対策（4.11）
- ・ 石綿含有仕上塗材の除去作業に係る石綿飛散防止対策（4.12）

また、解体等にあたりあらかじめ石綿含有建材を除去することが困難な場合（4.13）、除去等作業において隔離を行う場合の作業場内の漏えい確認（4.14）、石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認及び作業の記録（4.15）についても解説を行っている。

大防法や石綿則による作業方法は、石綿を含む粉じんの発じん性等を考慮して設定されている。この「発じん性等」は、「密度(かさ密度も含む)の軽重」、「石綿の種類」、「石綿含有率」等の因子と、施工された後の劣化状況に関する因子がある。後者の劣化については、施工時の状態(現場施工かどうか)、石綿以外の原料の種類、使用部位の環境状況(温度、湿度、気流等)等に依存している。このように、これらの因子が複雑に絡み合っているので、同じ石綿含有建材でも、当然、発じん性が異なることがある。例えば、石綿含有保温材等に該当する建材でも、石綿含有吹付け材の発じん性に相当する場合もあり、また、石綿含有成形板等に該当する建材でも、石綿含有保温材等に相当する場合もある。さらに、これらの因子以外に、建築物等の解体等における作業方法(切断等を伴うか否か等)によっても、発じん性の度合いが異なってくる。

したがって、石綿の除去等作業を行う際は発じん性の目安として表 4.1.1 を参照しつつも、劣化状況のほか、作業方法といった因子等を十分に考慮する必要がある。

表 4.1.2 に、石綿飛散及びばく露防止対策の概要を示す。

表 4.1.2 石綿飛散及びばく露防止対策の概要（1）

本文記述箇所	4.7	4.10.1	4.7 4.10.3	4.10.1	4.10.2	4.8.1	4.8.2	4.7	4.9
石綿含有建材 除去等の工法	切断等による除去				切断等によらない除去				封じ込め、囲い込み
					切断等を伴う		切断等を伴わない ²⁾		
建築材料の種類	石綿含有吹付け材		石綿含有保温材等		屋根用折板裏断熱材	石綿含有保温材等	配管保温材	石綿含有吹付け材 石綿含有保温材等	
石綿含有建材除去等 作業時の飛散防止方法	作業場を負圧隔離養生等	特殊工法(例 グローブバッグの場合) ¹⁾	作業場を負圧隔離養生等	特殊工法(例 グローブバッグの場合) ¹⁾	断熱材を折板に付けたままの除去	湿潤化して原形のまま取り外し	非石綿部での切断による除去	作業場を負圧隔離養生等	作業場を隔離養生(負圧不要)等
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の備え付け	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要	要
大防法及び安衛法・ 石綿則の届出	要	要	要	要	要	要	安衛法・ 石綿則は要	要	要
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
喫煙禁止/飲食禁止の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要	要	要	要
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要	要
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業場への関係者以外立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	負圧隔離養生	グローブバッグ	負圧隔離養生	グローブバッグ	隔離養生(負圧不要) ³⁾	隔離養生(負圧不要) ³⁾	—	負圧隔離養生	隔離養生(負圧不要) ³⁾
セキュリティゾーンの設置	要	—	要	—	—	—	—	要	—
負圧の確保、集じん・排気装置の設置	要	高性能真空掃除機による除じん	要	高性能真空掃除機による除じん	—	—	—	要	—
機器による漏えいの確認	要	必要に応じて	要	必要に応じて	—	—	—	要	—
負圧の確認	要	—	要	—	—	—	—	要	—
湿潤化	常時要	常時要	常時要	常時要	常時要	常時要	—	常時要	常時要
清掃	要	要	要	要	要	要	—	要	要
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要	要
粉じん飛散防止処理	要	要	要	要	要	要	—	要	要
隔離解除のための粉じん飛散状況確認	要	—	要	—	—	—	—	要	—
事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

1) グローブバッグは、局所的に使用されるものである。

2) 石綿含有吹付け材の囲い込み、または石綿含有保温材等の封じ込め若しくは囲い込みの場合のみ。石綿含有吹付け材の封じ込めを行う場合は、切断等の有無に係らず作業場の負圧隔離養生等を行う。

3) 劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。また、劣化により切断等によらない工法で除去等を行うことが難しい場合は、切断等による工法で除去を行う。

表 4.1.2 石綿飛散及びばく露防止対策の概要（2）

本文記述箇所	4.11				4.12					
石綿含有建材 除去等の工法	切断等によら ない除去	切断等に よる除去	切断等によら ない除去	切断等による 除去	切断等による除去 (電動工具は使用しない)		切断等による除去 (電動工具を用いて除去)			
建築材料の 種類	石綿含有成形板等				石綿含有仕上塗材					
	石綿含有成形板等		石綿含有けい酸 カルシウム板第1種							
石綿含有建材除去等時 の飛散防止方法	原形のまま 取り外し	湿潤化 等	原形のまま 取り外し	作業場を 隔離養生 (負圧不要) 等	湿潤化		作業場を隔離養生等			
					(例 高圧水洗 除去)	(例 剥離剤 併用手工工具ケ レン除去)	(例 ディスクグラ インダー除去) (HEPA フィルタ 付き)	(例 集じん裝 置付きディスクグラ インダー除去 (HEPA フィルタ 付き))		
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要		
事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	要	要	要		
事前調査結果の備え付 け	要	要	要	要	要	要	要	要		
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要		
大防法及び安衛法・ 石綿則の届出	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要		
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要		
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要		
喫煙禁止/飲食禁止の 掲示	要	要	要	要	要	要	要	要		
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要	要	要		
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要		
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要		
作業場への関係者以外 立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要		
隔離	—	—	—	隔離養生 (負圧不要)	—	—	隔離養生 (負圧不要)	— (同等の措置 の要件を満た す場合)		
湿潤化	— ¹⁾	常時要	— ¹⁾	常時要	常時要	常時要	常時要	— (同等の措置 の要件を満た す場合)		
(飛沫防止等の養生)	—	—	—	—	○ ²⁾	○ ²⁾	—	—		
(床防水養生)	—	—	—	—	○ ²⁾	—	—	—		
(汚染水処理)	—	—	—	—	○ ²⁾	—	—	—		
清掃	要	要	要	要	要	要	要	要		
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要		
事前調査結果、作業内 容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要		

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

1) 粉じん飛散防止のために実施することが望ましい。

2) 「○」は適切な石綿飛散防止対策のために実施が必要な措置を示す。

4.2 作業の一般的手順

4.2.1 石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等を切断等により除去等を行う場合

【解体又は改修等における除去を行う場合】

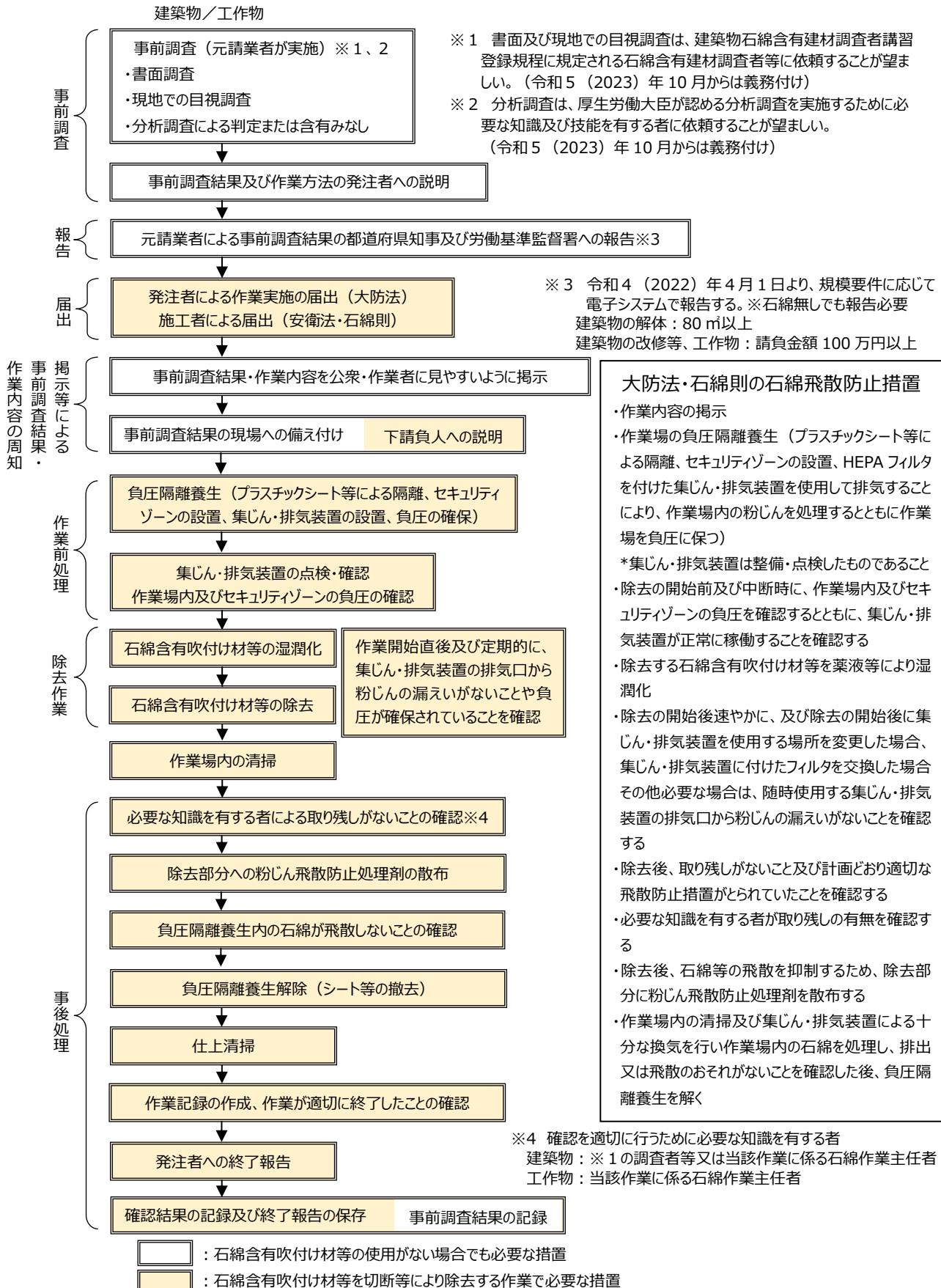
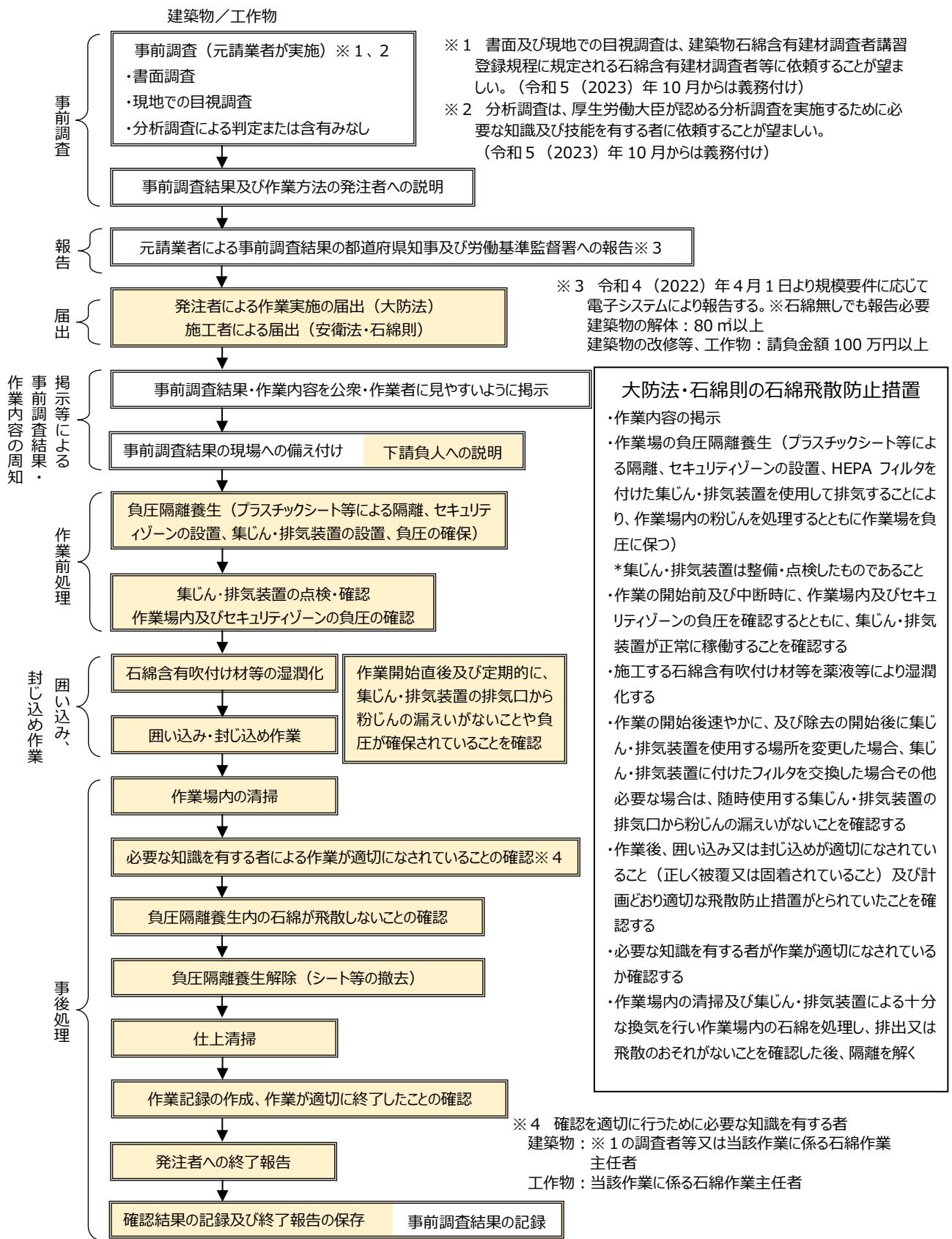


図 4.2.1 石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等を切断等により除去する場合の一般的手順

【封じ込め、囲い込みを行う場合】



□ : 石綿含有吹付け材等の使用がない場合でも必要な措置

■ : 石綿含有吹付け材等の封じ込め・囲い込み作業で必要な措置

図 4.2.2 石綿含有吹付け材等の封じ込め・囲い込みを行う場合の一般的手順

4.2.2 石綿含有保温材等を切断等せずに除去等を行う場合

【除去、囲い込みを行う場合】

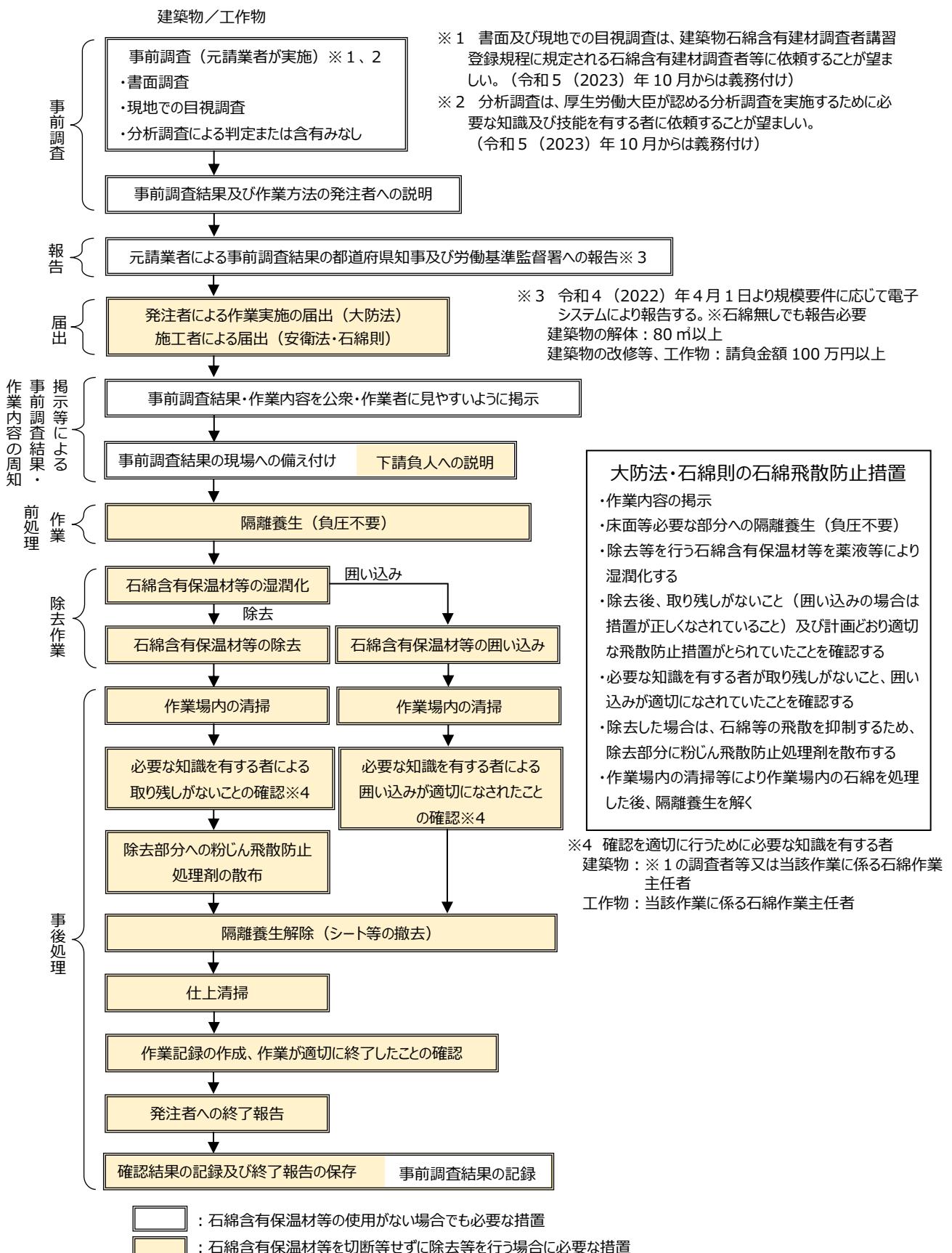


図4.2.3 保温材等を搖き落とし、切断又は破碎せずに除去等を行う場合の一般的手順
(解体・改修等における除去、囲い込み)

4.2.3 石綿含有成形板等の除去を行う場合

【解体・改修等における除去】

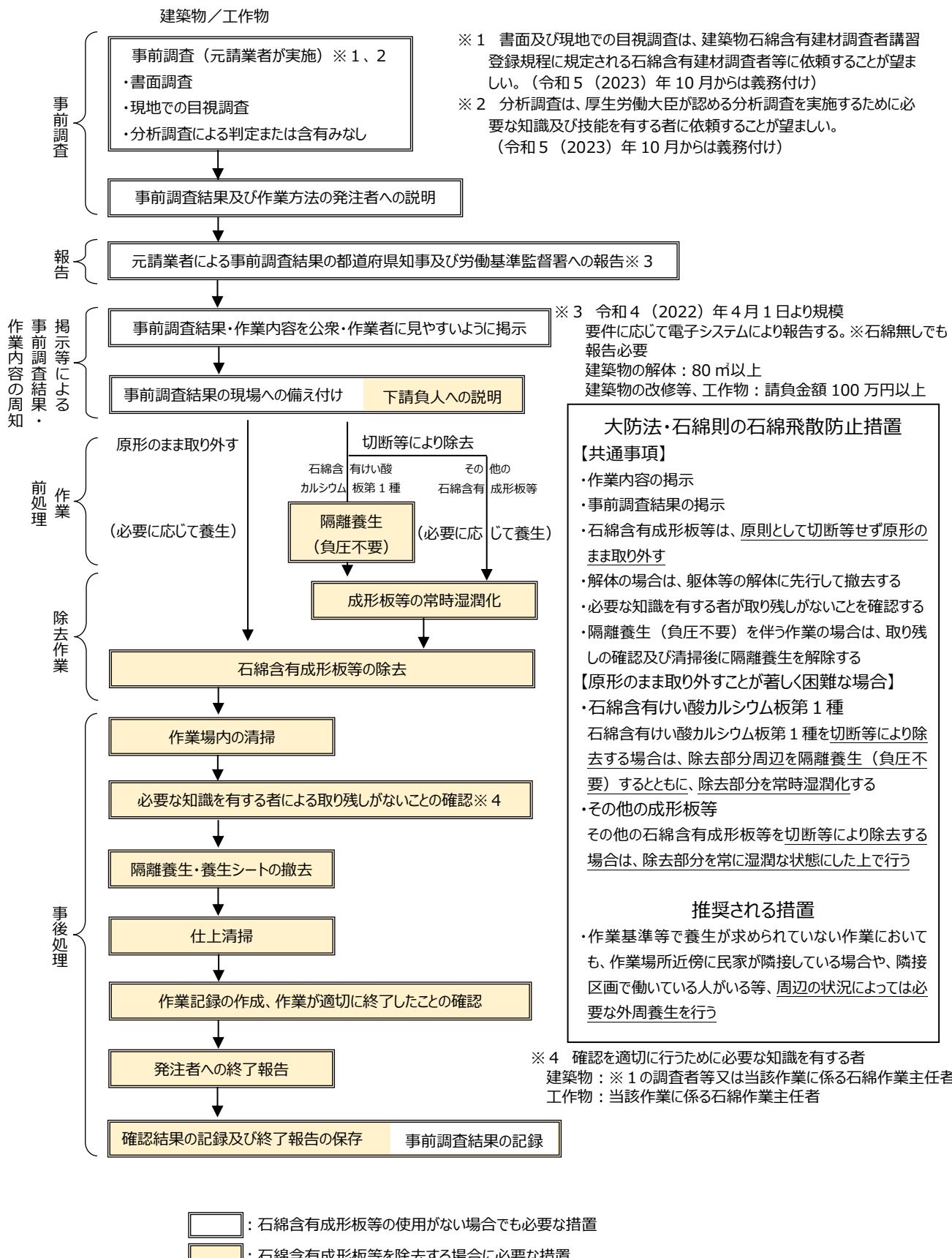
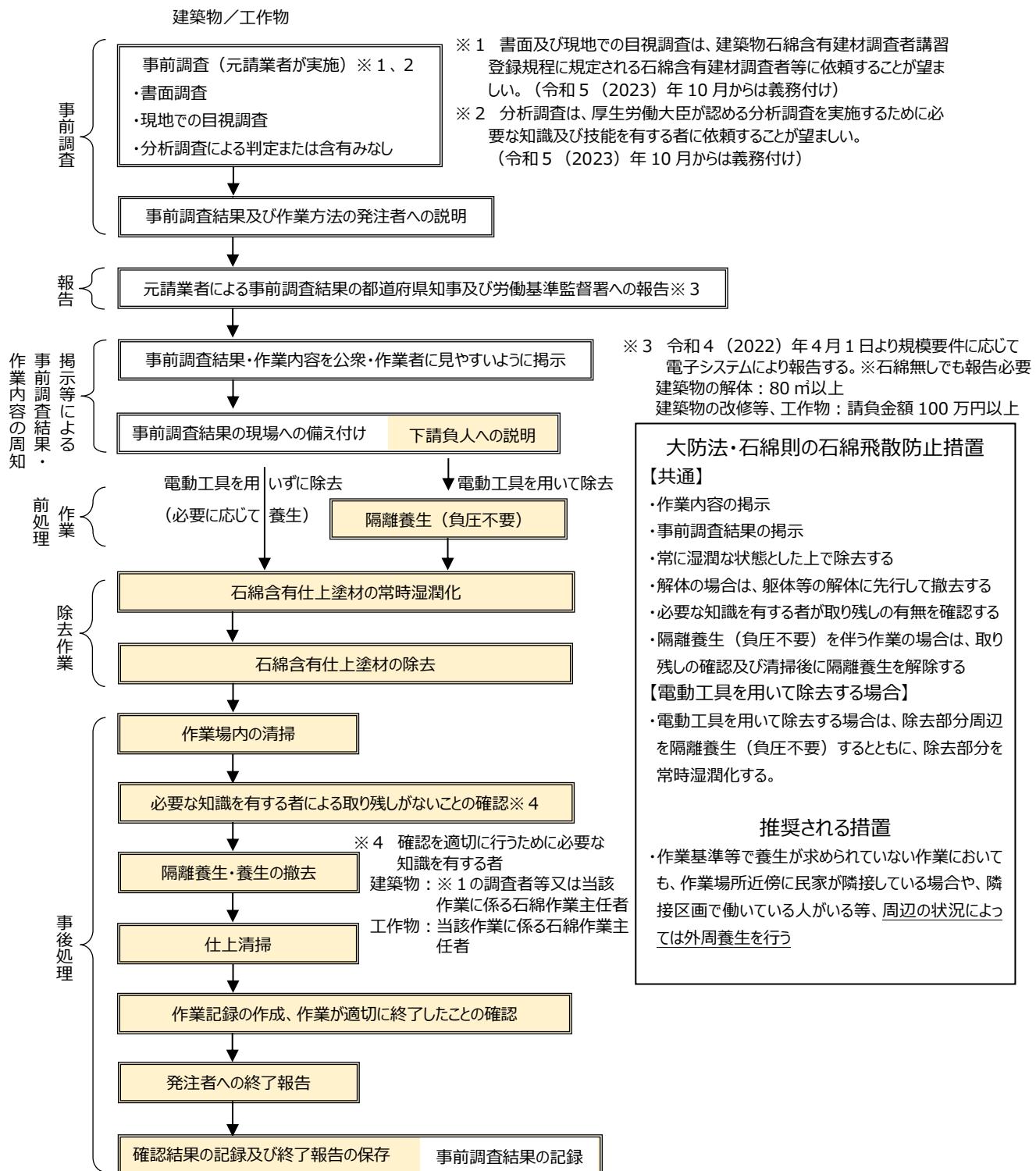


図 4.2.4 石綿含有成形板等の除去を行う場合の一般的手順（解体・改修等）

4.2.4 石綿含有仕上塗材の除去を行う場合

【解体・改修等における除去】



□ : 石綿含有仕上塗材の使用がない場合でも必要な措置

■ : 石綿含有仕上塗材を除去する場合に必要な措置

図 4.2.5 石綿含有仕上塗材の除去を行う場合の一般的手順（解体・改修等）

4.3 事前調査

事前調査とは、建築物等の解体等工事を行う前に、当該建築物等に石綿含有建材が使用されているか否かを調査することをいう。事前調査における石綿含有建材の見落としは、解体等を行う際の石綿繊維の飛散に繋がるため、石綿飛散防止対策において事前調査は極めて重要である。

事前調査の結果については、記録の作成や解体等工事現場への備え付け、発注者への説明、都道府県及び労働基準監督署への報告が必要になる。

4.3.1 事前調査の対象

石綿は、耐熱性、耐薬品性、熱絶縁性、吸湿性などの特性から、吹付け石綿として壁、天井、柱、はり等に使用されたほか、保温材、断熱材等に使われてきた。また、この他にも波形スレート、石綿セメント板、仕上塗材などとして屋根材、壁材、床材、天井材、内外装の仕上材等に用いられてきた。

事前調査に際しては、石綿含有建材であると証明できたものだけを挙げればよいのではなく、各建材について石綿含有の有無を書面調査や現地での目視調査により確認し、石綿含有の有無が不明であれば分析により判定する、もしくは石綿ありとみなすことが必要である。

事前調査は、建築物等の解体工事のほか、改修等工事も対象である。また、石綿則では船舶（鋼製の船舶に限る。）の解体等を行う際にも事前調査が義務付けられている。事前調査の対象は表4.3.1のとおりである。

表 4.3.1 事前調査の対象

法令	大気汚染防止法	石綿障害予防規則
解体等工事の対象	建築物、工作物	建築物、工作物、船舶（鋼製の船舶に限る）

工作物には、工場・事業場における製造施設や煙突だけでなく、土地に固着している構造物が含まれる（建築物よりも工作物の方が幅広い）ことに留意が必要である。工作物については、本マニュアルの他、次のようなマニュアル類を参考にして作業を行う。

- ・農業農村整備事業等におけるアスベスト（石綿）対応マニュアル
(平成18年9月：農林水産省農村振興局整備部)
- ・水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き
(平成17年8月：厚生労働省健康局水道課)

また、本マニュアルでは、船舶の石綿除去方法については解説していない。船舶の石綿を除去する場合は、(一財)日本船舶技術研究協会の「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル」等が参考となる。

事前調査は大防法、石綿則のいずれにおいても原則として全ての建築物、工作物の解体等を行う際に実施することが義務付けられている。ただし、以下の作業については、建築物等の解体等には該当しないことから、事前調査を行う必要はない。

- (ア) 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外しが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。
- (イ) 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要が

あること。

- (ウ) 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。
- (エ) 国土交通省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された a から k までの工作物、経済産業省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された l 及び m の工作物、農林水産省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された f 及び n の工作物並びに防衛装備庁による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された o の船舶の解体・改修等の作業。
- a 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項第二号に規定する外郭施設及び同項第三号に規定する係留施設
 - b 河川法（昭和 39 年法律第 67 号）第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設
 - c 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備
 - d 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設及び同法第 4 条第 1 項に規定するばた山崩壞防止区域内において都道府県知事が施工するばた山崩壞防止工事により整備されたばた山崩壞防止のための施設
 - e 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
 - f 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設
 - g 鉄道事業法施行規則（昭和 62 年運輸省令第 6 号）第 9 条に規定する鉄道線路（転てつ器及び遮音壁を除く）
 - h 軌道法施行規則（大正 12 年内務省令運輸省令）第 9 条に規定する土工（遮音壁を除く）、土留壁（遮音壁を除く）、土留擁壁（遮音壁を除く）、橋梁（遮音壁を除く）、隧道、軌道（転てつ器を除く）及び踏切（保安設備を除く）
 - i 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁（塗装部分を除く。）、トンネル（内装化粧板を除く。）、交通安全施設及び駐車場（工作物のうち建築物に設置されているもの、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が告示に掲げる工作物を除く。）
 - j 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 79 条に規定する滑走路、誘導路及びエプロン
 - k 雪崩対策事業により整備された雪崩防止施設
 - l ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定するガス工作物の導管のうち地下に埋設されている部分
 - m 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）第 3 条に規定する供給管のうち地下に埋設されている部分
 - n 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する漁港施設のうち基本施設（外郭施設、係留施設及び水域施設）
 - o 自衛隊の使用する船舶（防熱材接着剤、諸管フランジガスケット、電線貫通部充填・シール材及びパッキンを除く）

【参考】工作物・設備など

例えば煙突、立体駐車場、エレベーター昇降路、ボイラ、タービン、化学プラント、焼却施設、遮音壁など、断熱、保温、吸音、結露防止、耐火などの性能が求められる工作物にも石綿含有建材が使用されている可能性がある。

4.3.2 事前調査の実施方法

事前調査の実施方法の概略は、図 4.3.1 のとおりである（事前調査の詳細な手法については、付録 I を参照。）。

事前調査では、まず、書面調査や現地での目視調査を実施し、これらの調査で建材の石綿含有の有無が分からなかった場合は分析調査を行い、石綿含有の有無を判断する。

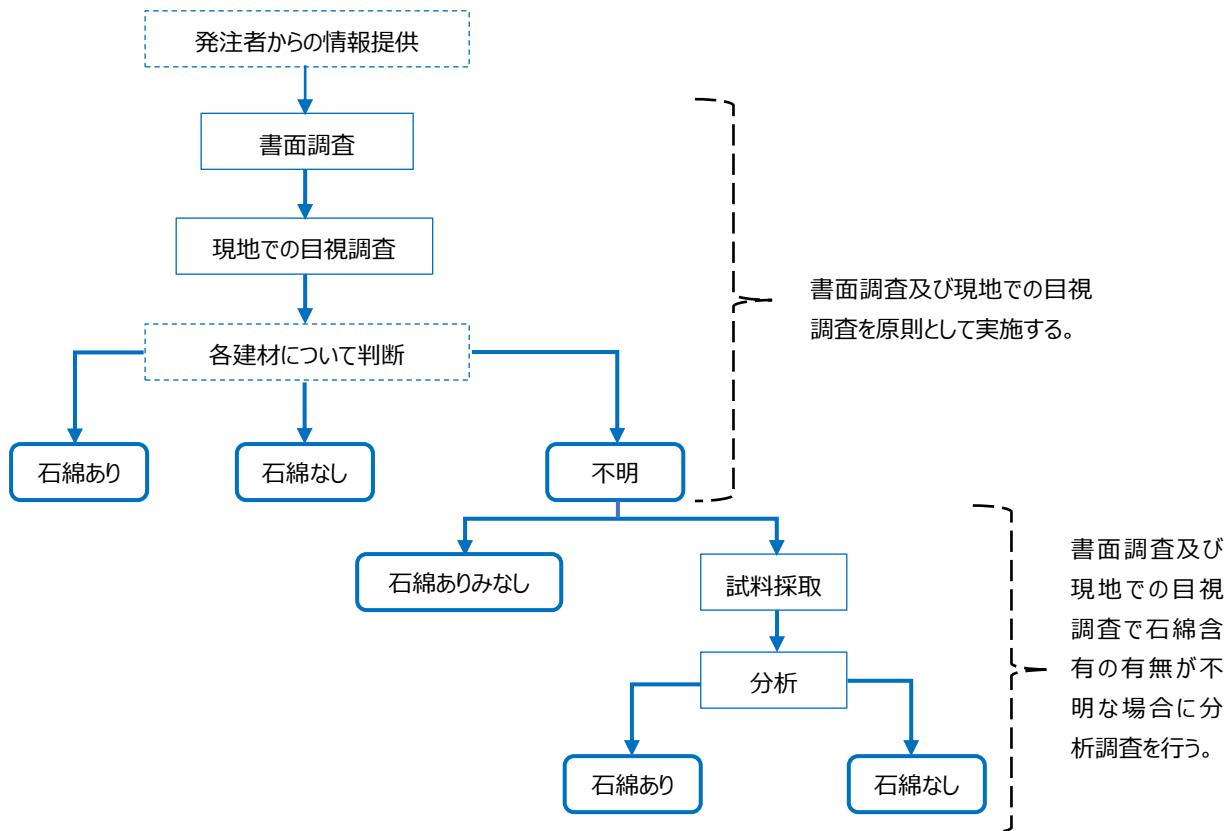


図 4.3.1 事前調査の概念図

(1) 書面調査及び現地での目視調査

書面調査及び現地での目視調査では、まず、設計図書等を確認し、書面上で石綿含有建材の使用場所等を把握する。その後、現地において設計図書と異なる点がないかを確認するとともに、建築材料に印字されている製品名や製品番号等を確認することにより使用されている建材を確認する。確認した建材は、石綿（アスベスト）含有建材データベース（以下「データベース」という。<https://www.asbestos-database.jp/>）との照合などにより石綿含有の有無を判断する。ただし、石綿（アスベスト）含有建材データベースに記載がないからといって石綿含有無しと判断してはならない。

○書面調査

- ・設計図書等による、解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した日、使用されている建築材料の種類を確認
- ・使用されている建築材料のうち石綿が使用されている可能性があるものについて、石綿（アスベスト）含有建材データベース（<https://www.asbestos-database.jp/>）等を使用して石綿の含有の有無を確認

○現地での目視調査

- ・解体等工事に係る建築物等において設計図書と異なる点がないか、現地で建築材料に印字されている製品名や製品番号等を網羅的に確認し、特定建築材料に該当する可能性のある建築材料を特

定する

- ・書面調査及び現地での目視調査で石綿含有の有無が把握できず、分析調査を行う場合は、現地で当該建材を採取する

事前調査は、解体等工事の作業に係る建築物等の全ての部分について行うものであり、内装仕上材の内側や下地等、外観からでは直接確認できない部分についても網羅して調査を行う必要がある。目視調査の段階で当該建築物等の構造上確認することができない箇所があった場合には、解体等工事に着手後、目視が可能となった時点で調査を行うことが必要である。

事前調査では、原則として書面調査と現地での目視調査は必ず実施する。ただし、平成 18（2006）年9月1日の安衛法施行令改正によって、石綿が 0.1 重量%を超える物については、在庫品を含め、輸入・製造・使用等が原則禁止となっていることから、解体等工事が次のイ～ホに該当することが書面調査により明らかである場合は、石綿含有建材が使用されていないこと判断し、その後の書面調査及び現地での目視調査は実施しなくとも差し支えない。

- イ 平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物等（口からホまでに掲げるものを除く。）
- ロ 平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下同じ。）であって、平成 19 年 10 月 1 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの
- ハ 平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成 21 年 4 月 1 日以後にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンを設置したもの
- ニ 平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成 23 年 3 月 1 日以後にその接合部分にグランドパッキンを設置したもの
- ホ 平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成 24 年 3 月 1 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの

（2）分析調査

書面調査及び現地での目視調査で石綿含有の有無が把握できない場合は、現地で当該建材を採取し、分析調査を行う。ただし、石綿含有が不明な建材を石綿含有ありとみなして飛散防止対策を行う場合は分析調査を行う必要はない。石綿含有ありとみなした場合、除去等の際は、例えば吹き付けられた材料であればクロシドライトが吹き付けられているものとみなして措置を講じる等、必要となる可能性がある措置のうち最も厳しい措置を講じなければならない。

石綿含有建材であるとみなす場合、該当する建材の種類については書面による調査及び現地での目視による調査により、調査者等が確認する。特に、けい酸カルシウム板第 1 種と他の成形板等の区別、及びパーライト・バーミキュライトと仕上塗材の区別は適用される作業基準が異なってくるため注意が必要である。

（3）事前調査時の石綿の飛散・ばく露防止

事前調査は、解体等工事や石綿除去工事などの一連の工程における石綿の飛散及びばく露を最小化することを目的に行うものであり、事前調査中に石綿が大気中に飛散することや労働者が石綿にばく露することがあれば本末転倒である。そのため、事前調査では、石綿を含有する可能性がある粉じんを飛散させないこと、調査者等の粉じん吸入を防ぐことが必要となる。

そのため元請業者等は、実際に調査を実施する者と以下の方法で調査を行うことを確認する。

- ・ 建材に表示等されている情報の確認（裏面等の確認）は、原則、照明やコンセントなどの電気設備の取り外し等により行い、建材の取り外し等はできる限り避ける。
- ・ やむを得ず建材の取り外し等を行う際や分析調査のための試料採取の際には、呼吸用保護具の着用や湿潤化など、作業に応じて石綿則に基づく必要な措置を講じる。

【注意】天井裏の調査のときは

吹付け石綿等直下天井上に堆積した石綿等の粉じんが飛散しないよう十分に留意が必要である。調査のために、点検口を開ける際には呼吸用保護具を着用するとともに、点検口裏に堆積した石綿が飛散する危険性があるので、点検口廻りを簡易的に養生する等の飛散防止対策を施す必要がある。

【注意】煙突の調査のときは

煙突については、当該建材が劣化し、その破片が煙突下部に落下している場合もあると考えられる。灰出口を開けるときなどこれらの石綿を含有する破片等を取り扱う場合も、石綿則の適用があり、呼吸用保護具等の措置を確実に実施するとともに、その処分に当たっては廃棄物処理法に基づく措置等が必要であることに留意し、事前調査においては石綿を含有する破片等の有無も確認する必要がある。

4.3.3 事前調査実施の義務を負う者

大防法では、建築物等の解体等工事の元請業者又は自主施工者が、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査することとしている。一方、石綿則では、事業者が、建築物等の解体等の作業を行うときにあらかじめ石綿等の使用の有無を調査することとしている。ただし、事業者がそれぞれ事前調査を行うことは効率的ではない場合があるため、実際には工事の元請業者等が主体となって事前調査を行い、当該調査結果を下請負人に伝達することとなる。

過去に石綿の使用状況に関する調査されている建築物等で、大防法や石綿則に基づく事前調査を行う場合は、事前調査の義務を負う元請業者等及び事業者は当該調査の結果を確認し、自らが行う工事の範囲で調査漏れの部分がないか、調査が適切な手法で行われているかを改めて確認し、調査漏れや調査内容において不明な部分があれば補完のための調査を行う必要がある。例えば、発注者から解体等の対象建築物等について、単に「石綿なし」との情報があった場合でも、事前調査の義務を負う者はその情報を鵜呑みにせず、大防法、石綿則等の関係法令に基づいて石綿含有建材の有無を精査する必要がある。

過去に石綿含有建材かどうかを調査していた場合、当該結果を書面調査の1つの資料として使用することも考えられる。また、過去の調査方法が現在の大防法、石綿則の規定に従ったものであるときは、その結果を活用することも考えられる。そのため、過去に調査が行われている場合は、石綿に係る事前調査の意味を発注者に十分説明し、書面により具体的な調査範囲・内容の分かる情報を入手することが重要である。

4.3.4 事前調査を実施する者

適切に事前調査を行うためには、石綿含有建材の使用の有無の判断を行う者は、石綿に関し一定の知見を有し、実際に調査を実施した上で的確な判断ができる者（調査者等）である必要がある。

令和5（2023）年10月からは、大防法及び石綿則において、建築物について調査者等に書面調査及び現地での目視調査を行わせることが義務化される（一般個人による事前調査は除く）。調査者等は以下の者である。

＜建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部※を除く）の事前調査の調査者等＞

①建築物石綿含有建材調査者登録規程に基づく講習を修了した特定建築物石綿含有建材調査者
及び一般建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

＜一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部の事前調査の調査者等＞

①の者

②建築物石綿含有建材調査者登録規程に基づく講習を修了した一戸建て等石綿含有建材調査者

※「一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部」は、一戸建ての住宅及び共同住宅（長屋を含む。以下同じ。）の住戸の専有部分を指し、共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等共用部分）及び店舗併用住宅は含まれない。

また、石綿則においては分析調査を行う者についても要件が定められている。分析調査を行うことができる者について以下に示す。なお分析対象となる建材の採取については、採取箇所の判断を適切に行う観点から、現地における目視調査とあわせて調査者等が行うことが望ましい。

＜分析調査を行う者＞

③所定の学科講習及び分析の実施方法に関する厚生労働大臣の定める所定の実技講習を受講し、修了考査に合格した者又は同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

①の者と同等以上の能力を有すると認められる者は、義務付け（令和5（2023）年10月1日）の前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者をいう。

③の者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は以下の者である。

- ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCAインストラクター」
- ・ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

事前調査の義務を負う元請業者及び事業者は、令和5（2023）年10月以前に実施する事前調査においても、可能な限りこれらの者に書面調査、現地での目視調査及び分析調査を依頼することが望ましい。

また、使用されている可能性がある石綿含有建材の種類が多岐に亘るような大規模建築物又は改修等を繰り返しており石綿含有建材の特定が難しい建築物については、特定建築物石綿含有建材調査者又は一定の実地経験を積んだ一般建築物石綿含有建材調査者に事前調査及び分析調査のための試料採取を行わせることが望ましい。

調査者等は、発注者や元請業者等、事業者に対して、実際の現場において事前調査を行った範囲や内容について説明する場を設けることが望ましい。

＜一般個人による事前調査＞

解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物の改修等の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら事前調査を行うことができる。

「排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事」とは、床、壁、天井等への家具の固定のための穴開け等の特定建築材料の一部を加工する作業のみを伴うような建設工事をいう。

4.3.5 事前調査の記録の作成、備え付け及び保存

事前調査を行った際は、大防法及び石綿則に基づき、元請業者等及び事業者は事前調査結果の記録を作成しなければならない。また、当該記録の写しを除去等の作業中に現場に備え付けるとともに、作業終了後も保存しなければならない。

(1) 事前調査の記録の作成

大防法及び石綿則における事前調査の結果の記録事項は表 4.3.2 のとおりである。

大防法及び石綿則で別の記録を作成する必要はないが、これらの事項を網羅して作成する必要がある。

記録は、作業前ないし作業中に関係者に事前調査の結果を分かりやすく示すとともに、作業後にも都道府県等や労働基準監督署による立入検査等において、調査が的確であったことが検証できるものであることが必要である。

表 4.3.2 事前調査の結果の記録事項

大防法 (大防法施行規則第 16 条の 8)	石綿則 (石綿則第 3 条第 5 項)
解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	—
—	事業者の名称、住所及び電話番号
解体等工事の場所	解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
解体等工事の名称及び概要	
事前調査を終了した年月日	調査終了日
解体等工事を行う建築物等の設置の工事に着手した年月日（使用禁止が猶予されていたガスケット等の設置日を書面で確認した場合には、それらの材料の設置年月日も含む）	着工日等（使用禁止が猶予されていたガスケット等の設置日を設計図書等で確認する方法により事前調査を行った場合にあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）
解体等工事に係る建築物等の概要	事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分	事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	
事前調査の方法	事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）
調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名 ^{注)}	事前調査のうち建築物に係るもの（着工日等を設計図書等の文書で確認する方法によるものを除く）を行った者（分析調査を行った場合にあっては、当該分析調査を行った者を含む）の氏名及び適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類（分析調査を行った場合にあっては、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類を含む）の写し ^{注)}
分析調査を行った場合は、分析調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	
解体等工事に係る建築物等部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠	事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用的有無及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠（石綿含有ありとみなした場合にはその旨を含む）
—	解体等対象建築物等の構造上、目視により確認することが困難な材料の有無及び場所

注) 令和 5 (2023) 年 10 月 1 日施行

1) 工事の名称及び概要

工事の概要については、工事の内容が分かる簡潔な記載でよく、工事の名称から工事の内容が分かる場合は工事の名称と同じ記載で差し支えない。

2) 建築物等の概要、構造

建築物等の概要、構造には、鉄筋コンクリート造等の主要構造に関する情報、階数や延床面積等の規模に関する情報、建築物の場合は建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物の該当の有無の情報を記載する。

3) 作業の対象となる部分、事前調査を行った部分

工事が改修等工事の場合は、改修等を行う部分について事前調査を行うこととなる。記録では事前調査を行った部分を容易に特定できる方法で記録する必要があり、図面等に表示して記録することが望ましい。解体工事の場合は、工事を行う建築物、工作物、船舶の全てが対象となるため、全ての部分であることを記録すればよい。

目視できない場所であって解体等工事が始まる前には調査できなかった場所があった場合については、解体等工事開始後に確実に調査がなされるよう記録を行う。

なお、目視できない場所であって解体等工事が始まる前に調査できない可能性がある場所の例として、具体的には以下の部位が考えられる。

表 4.3.3 目視できない場所であって解体等工事が始まる前に調査できない可能性がある場所の例

1	スラブと外壁面間の層間部（層間ふさぎ）
2	外壁がプレキャストコンクリート板やカーテンウォールの場合の裏側、それらを取り付けている金物（ fasナー）部
3	渡り廊下の建物の接合部分のエキスパンションジョイント
4	内装仕上材（グラスウール断熱材、天井ボード、ウレタン吹付けなど）の裏
5	改修等工事で石綿含有吹付け材の上に無石綿のロックウールを吹付けた場合
6	厨房の調理台周辺の金属板やシンクの裏側、タイル張りの下地材
7	バスルームのタイル張りの下地材、ユニットバスの裏側の成形板、システムキッチンの裏側

4) 事前調査の方法

事前調査は書面調査及び現地での目視調査（必要に応じて分析調査）を行う場合や、過去の調査結果を確認する場合、書面で設置工事の着工日やグランドパッキン、ガスケットの設置日を確認する場合があるため、どのように調査したかを記録する。

分析調査は、偏光顕微鏡による定性分析、位相差・分散顕微鏡及びエックス線回折装置による定性分析、エックス線回折装置による定性分析及び定量分析、偏光顕微鏡による定性分析及び定量分析のいずれの方法で実施したかを記録する。

5) 調査結果と判断根拠

石綿含有なしと判断するためには、以下のいずれかの方法による必要がある。

- ・ 分析調査による方法
- ・ 調査対象材料について、製品を特定し、その製品のメーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合する方法
- ・ 調査対象材料について、製品を特定し、その製造年月日が平成 18（2006）年 9 月 1 日以降（使用禁止が猶予されていた特定の施設で使用するガスケット又はグランドパッキンにあっては、使用禁止となった日以降）であることを確認する方法

記録にはいずれの方法で判断したか、その判断根拠として使用した書類を含めて記録する。石綿含有の可能性のある建材について、石綿なしと判断した場合は、その同一と考えられる建材範囲ごとに、判断根拠が明確となるよう記録を作成する。判断根拠として使用した書類は、石綿（アスベスト）含有建材データベースのプリントアウト、メーカーの石綿無含有証明資料、分析結果の報告書、過去に実施した調査結果、ガスケット等の交換記録などを添付し、石綿含有の有無の判断が適確に実施されたことが説明・検証できるようにしておく。

調査結果は、作業者へ石綿含有建材の使用箇所を的確に伝えられる形式で記録する。具体的には、石綿含有の可能性のある建材について、部屋や部位等を特定できるよう明記しつつ、石綿含有の有無の判断結果や名称を書面にとりまとめる。

分析調査の結果の記録には、分析調査によって明らかとなった石綿等の種類も記録する。また、ばく露防止措置を講ずる際の参考するために、分析調査において石綿等の含有率も測定を行っている場合は、含有率も記録する。

分析を行った場合（特に石綿なしの場合）は、その根拠を明確にするため、試料採取箇所について、写真、図面への記入、スケッチ又はこれらを組み合わせる等により、試料採取箇所が特定できるように記録を作成する。

なお平面図で表現しづらいものは書面調査で入手した断面図や詳細図等を用いたり、建材の種類別に色分けしたり、石綿無含有の範囲についても表示するなど、使用箇所が一層分かりやすく示すことが望ましい。

（2）事前調査結果の写しの備え付け

（1）でとりまとめた事前調査結果の記録の写しは、除去等の作業を実施している作業場に常に備え付けなければならない。作業者に石綿含有建材の有無、種類、使用場所、並びに解体等開始後に調査する場所等を確実に伝達し作業を進めるため、作業現場において、作業期間中に常に事前調査の記録の写しを保管し、作業者がいつでも確認できるようにしておく。元請業者等が工事すべての箇所を網羅した調査結果の記録を現場に保管し、関係下請負人の誰もが閲覧できる状況にしておくことも考えられるが、閲覧等の実務に支障を来す場合は各下請負人も記録を現場保管しておく。

（3）記録の保存

事前調査結果の記録は、作業終了後にも調査が的確であったか検証できるよう、一定期間保存する。保存期間は、大防法では解体等工事が終了した日から3年間、石綿則では全ての事前調査が終了した日から3年間としている。記録の保存は、大防法では元請業者等のみに保管義務があるが、石綿則では下請負人も含む事業者に保管義務がある。

なお、発注者及び建築物等の所有者においても、石綿飛散防止対策に対し責務を有していることから、事前調査結果を保存することが望ましい。また、建築物等の改修等工事のために行った事前調査の結果は、将来的に解体等工事が行われる際に参考となる可能性があることからも、これらの情報を発注者が保存しておくことが望まれる。

4.3.6 事前調査結果の発注者への説明

大防法では、元請業者は発注者に対して書面により事前調査の結果等を報告することが義務づけられている。

事前調査を行った調査者等は、書面調査、現地での目視調査時のメモ等をもとに、事前調査の記録を作成し（みなしや分析を行った場合にはその結果を含む）、元請業者は、調査者等の作成した記録をもとにして発注者への報告内容をとりまとめ、書面で報告する（報告事項は表2.2.2を参照。）。事前調査説明書面例を以下に示す。

(元請業者が作成及び発注者に説明する場合の様式例)

年 月 日

解体等工事に係る事前調査説明書面

①発注者 住所
氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名） 様

②元請業者 住所
氏名
(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)
電話番号

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	(解体等工事の名称)		
④解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日	延床面積	m ²
⑤解体等工事の種類	解体	改造・補修	階数
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成 年		
⑦建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他工作物		
	氏名 講習実施機関の名称 (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ())		
⑨調査を終了した年月日	年 月 日		
⑩調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無	<input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有（詳細は別紙1のとおり） <input type="checkbox"/> 石綿無	
	⑬破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかつた場所		
⑭の事前調査	設置予定年月日	年 月 日	
	設置場所	別紙 のとおり	
⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要		

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。

2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。

⑯発注者氏名（法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名）

年 月 日

発注者へこの書面の説明を行いました。

⑰元請業者氏名（法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名）

年 月 日

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (, m ²) 2 石綿を含有する保温材 (, m ²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (, m ²) 4 石綿を含有する断熱材 (, m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (, m ²) 6 石綿を含有する成形板等 (, m ²) 詳細は別紙 のとおり	
④特定粉じん排出等作業の方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他()	
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり	
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり	
⑧作業の掲示	設置予定年月日	年 月 日
	設置場所	別紙 のとおり
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

- 備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。
 2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

事前調査において破壊しないと調査できない場所であって解体等工事が始まる前には石綿含有建材の有無を確認できなかった場合については、解体等工事開始後に事前調査を行った者が確認する必要があること（解体等工事開始前の事前調査を実施した調査者等が望ましいが、同一の調査者等による確認ができない場合は、同等の知識を有する者（4.3.4 を参照）が確認すること）、新たに石綿含有建材が発見された場合は、作業を中断し、必要な手続きを取る必要があること（例えば、吹付け石綿等が確認された場合、大防法及び石綿則による届出が必要となること）を発注者に説明する。

事前調査の結果を発注者に説明した際は、説明した旨をサイン等により記録に残すことが望ましい。

解体等工事が始まる前には石綿含有建材の有無を確認できなかった場所は、元請業者や事業者が記録を保管し、確認できるようになった段階で確実に調査を行う必要がある。

また、事前調査の結果にかかわらず、解体等工事の元請業者及び事業者は、施工中に事前調査で判定されていない建材が見つかった場合は速やかに発注者に連絡するとともに、事前調査を行った者と同様の知識を有する者に石綿含有建材の有無を判断してもらう必要がある。

4.3.7 都道府県等、労働基準監督署への報告

大防法及び石綿則では、令和4（2022）年4月1日から事前調査結果を都道府県等（大防法）及び労働基準監督署（石綿則）へ報告することが義務付けられる。

義務づけ後は、解体等工事の元請業者等や事業者は、大防法及び石綿則に基づき事前調査後に調査結果の整理など必要な作業を行った上で速やかに（遅くとも解体等工事に着手する前に）当該調査の結果を都道府県等及び労働基準監督署に報告しなければならない。

解体等工事に係る建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合は、解体等工事に着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、再度報告を行う。

（1）報告の対象

事前調査結果の報告は、次のいずれかの解体等工事に係る事前調査について行う。

- ・ 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該工事（作業）の対象となる床面積の合計が80m²以上あるもの
- ・ 建築物を改修する作業を伴う建設工事であって、当該工事（作業）に係る請負代金（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。材料費も含めた工事（作業）全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まないが、消費税を含む額であり、以下同じ。）の合計が100万円以上であるもの
- ・ 工作物（石綿等が使用されているおそれが大きいものとして厚生労働大臣及び環境大臣が定めるもの※に限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が100万円以上であるもの

※ 石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が告示に掲げる工作物

- 一 反応槽
- 二 加熱炉
- 三 ポイラ及び圧力容器
- 四 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）
- 五 焼却設備

- 六 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）
- 七 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）
- 八 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）
- 九 變電設備
- 十 配電設備
- 十一 送電設備（ケーブルを含む。）
- 十二 トンネルの天井板
- 十三 プラットホームの上家
- 十四 遮音壁
- 十五 軽量盛土保護パネル
- 十六 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

(2) 報告事項

報告の事項は、表 4.3.4 のとおりであり、事前調査の段階では調査が困難な箇所があった場合には、当該箇所とともにその理由をあわせて報告することが望ましい。

(3) 報告の方法

報告の方法は、報告対象となる工事が非常に多いこと、報告を行う事業者の利便性を確保する必要があること等から、原則として国が新たに整備する電子システムを通じて、報告を行う。ただし、情報通信機器を保有していないことや天災などにより電子システムの使用が困難な場合は、大防法施行規則及び石綿則で定められた様式による報告書によって都道府県等及び労働基準監督署に報告を行うこともできる。

当該電子システムは、大防法第 18 条の 15 及び石綿障害予防規則第 4 条の 2 の規定による報告の共通のシステムであり、当該報告は、大防法及び石綿則に基づく報告を併せて行うことができる。

表 4.3.4 事前調査結果の報告事項

大防法施行規則（第16条の11第2項）	石綿則（第4条の2）
●解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	●事業者の名称、住所及び電話番号
—	●労働保険番号
●事前調査を終了した年月日	●調査終了日 設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明せず、事前調査を行つたときは、当該調査を行つた者の氏名及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関等の名称
●解体等工事の場所	●解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
●解体等工事の名称及び概要	
●解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日	●着工日等（設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明したガスケット又はグランドパッキンにあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）
●建築材料を設置した年月日※	
解体等工事に係る建築物等の概要	事前調査を行つた建築物、工作物又は船舶の構造の概要
分析による調査を行つたときは、当該調査を行つた箇所並びに当該調査を行つた者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	分析調査を実施した場合は、分析調査を実施した者及び当該者が受講した講習実施機関の名称
●解体等工事の実施の期間	●解体工事又は改修等工事の実施期間
●建築物を解体する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の対象となる床面積の合計	●建築物の解体工事にあっては当該工事の対象となる建築物（当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計
建築物を改造・補修する作業を伴う建設工事又は特定の工作物を解体し、改造・補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の請負代金の合計額	●建築物の改修等工事又は特定の工作物の解体等工事の作業にあっては、当該工事に係る請負代金の額
解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類	事前調査を行つた部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む。）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠
解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要	
—	石綿使用建築物等解体等作業を行う場合にあっては、当該作業に係る石綿作業主任者の氏名
—	材料ごとの切断等の作業（石綿を含有する材料に係る作業に限る。）の有無並びに当該作業における石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法及び当該作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

備考 1) 設計図書等に記載されている設置年月日により、明らかに石綿非含有と判明した場合は●のついた項目について報告

備考 2) ※は、設計図書等に記載されている設置年月日により、明らかに石綿非含有と判明したガスケット又はグランドパッキンに限る。

4.3.8 事前調査における留意事項

(1) 発注者の責務等

発注者は、建築物等の解体等工事に当たって、大防法や安衛法及び石綿則に則り、石綿の使用の有無の調査、解体等の作業の方法、費用又は工期等について、受注者（解体等工事を請け負う元請業者、下請負人、事業者。以下同じ。）にこれら法令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならない。大防法や石綿則では元請業者等及び事業者が事前調査の実施の義務を負っているが、これは、調査により判明した石綿含有状況に応じた費用等を元請業者等・事業者が負担するという意味ではない。

解体等工事は、①事前調査を行う必要があり、②その事前調査の結果（石綿含有建材の有無等）に応じて費用・工期が大きく変わりうるという特徴がある。

そのため、発注者は、石綿除去を含め、解体等工事に要する費用や工期等を適切に確保するため、解体等工事の契約前の段階で石綿含有建材の有無を調査しておくことや変更契約（精算変更契約など）により費用や工期等を確保することが重要である。事前調査においては、各部屋や各部位等で使用されている建材の種類等を網羅的に把握するため、必要な場合には建材の取り外し等もを行い、壁・床・天井等の内部まで確認することが必要であり、そうした調査の結果が判明した後に費用・工期を確定させることになる。また、解体等に着手した後でなければ調査が困難な箇所があり、そうした箇所は工事中に調査し、その結果に応じて変更契約等を行うことになる。

なお、発注者は、解体等工事の設計前や設計時に石綿含有建材の調査を行った場合は、当該調査結果を受注者に提供することで、受注者は当該調査に漏れがないか確認することできる。事前調査の効率化にもつながるので、発注前に調査結果が行われている場合にはその記録を提供する。

さらに、発注者及び元請業者は、工期などの関係により事前調査を分割して発注したり、除去工事を複数の業者や数次にわたって請け負わせる場合などにおいては、調査漏れや取り残し等のトラブルを防ぐため、関連する業者間で事前調査結果や除去状況の情報伝達が円滑に行われるよう、以下の事項に留意する。

① 発注内容の明示

発注者及び元請業者は、事前調査や除去工事を発注する際の契約において、対象とする範囲（対象となる建築物の全部又は一部フロア等）を書面等により明示するとともに、実際に行った事前調査結果を書面により報告されること。また、可能な限り現場で実施者に説明させ、両者で確認を行うこと。

② 情報共有手続き

発注者又は元請業者は、関連する業者に対して上記の報告及び確認内容を説明する。説明に当たっては報告書や書面を交付すること。

③ 報告書の保存

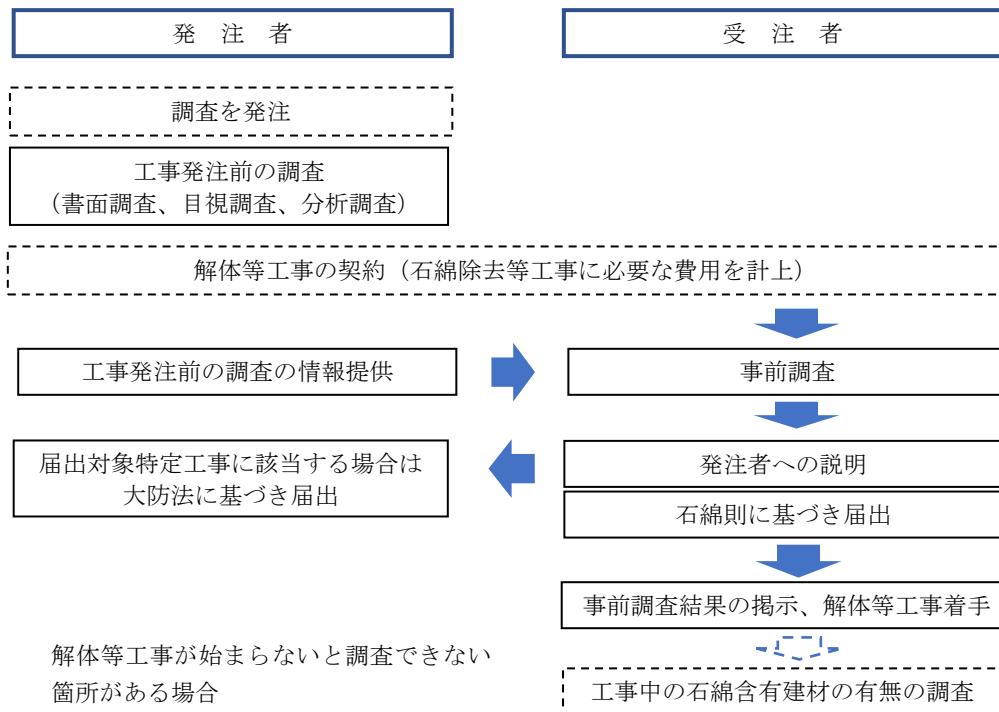
発注者等工事に関係する全ての者は、自ら行ったもしくは受領した事前調査結果に関する報告書を解体等工事期間中及び工事終了後3年間保存しておくこと。

【留意点】適切な契約方法の例

<ケース1>

石綿含有建材の把握が行われた上で、解体等工事が別に発注されるケース

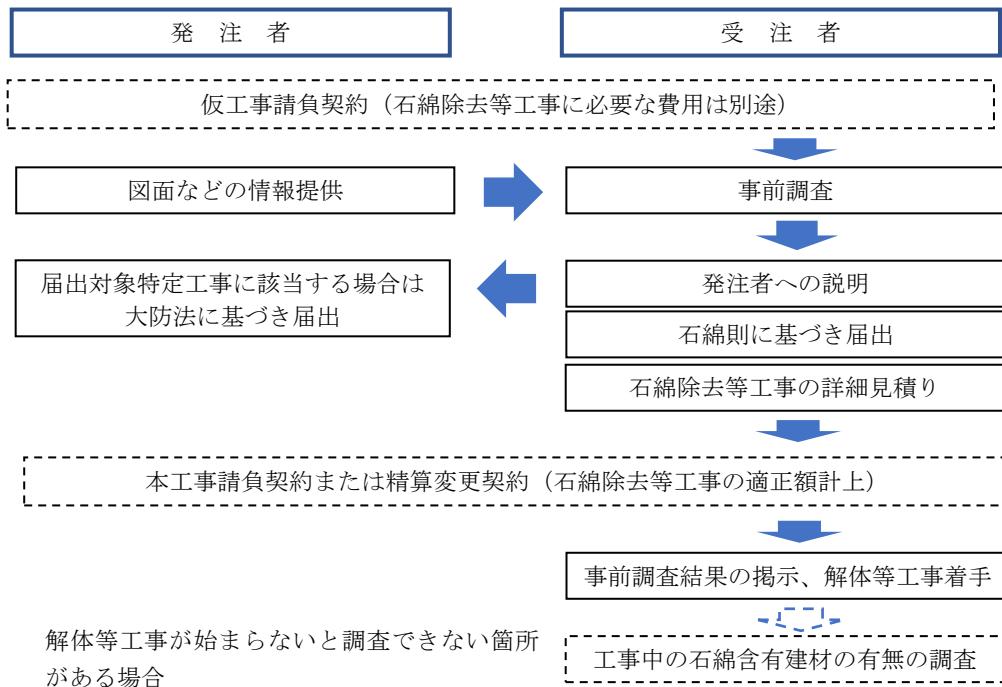
工事発注前に、あらかじめ建築物の所有者・管理者等の工事発注者が委託などにより調査を行い、工事の契約後に受注者等が事前調査を行う場合



<ケース2>

調査と工事を一体で発注するケース

事前調査と解体等工事を一体で契約するが、事前調査の結果が判明するまでは、仮契約（石綿除去等工事に必要な費用は別途）とし、事前調査の結果が判明した後に、除去等の費用を計上した本契約等とする場合



(2) 事前調査における責任分担の明確化及び情報伝達

元請業者・事業者は、事前調査が適切に行われるよう、書面調査・現地での目視調査から分析調査までの一連の過程に携わる者の間における責任分担を明確にする必要がある。例えば、①同一と考えられる材料範囲の特定（代表性の適切な判断）、②同一材料範囲のうち試料採取する箇所の選定（変動性・均一性の適切な考慮）について判断を行う者を明確にした上で調査を実施する。

特に一部解体や改修等の作業については、作業の範囲に応じて調査すべき建築物の範囲が異なってくることから、調査すべき範囲を明確にするため、発注者又は施工責任者等から調査責任者等に対して作業を行う範囲が適切に伝達されるよう必要な指示・依頼等を行う。

元請業者・事業者は、分析が適切に行われるよう、現地での目視調査ないし試料採取の責任者等から分析者等に対して、採取した建材の種類など、分析を行うに当たって重要な情報が伝達されるよう必要な指示・依頼等を行う。

4.4 作業計画の作成

4.4.1 作業計画の項目

石綿含有建材の除去等作業を行うにあたっては、事前調査の結果を踏まえ、作業の方法や作業工程等について作業計画を作成しなければならない。

大防法では、大防法施行規則第16条の4において、特定工事の元請業者又は自主施工者が遵守すべき作業基準として、特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき作業を行うこととされている。

また、石綿則第4条においても、事業者は、石綿等が使用されている解体等対象建築物等の解体等の作業を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により石綿使用建築物等解体等作業を行わなければならないとされている。

作業計画は、大防法や石綿則による届出が必要な場合に添付する必要があるが、届出が不要な石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材が使用されている建築物等の解体等の場合にも作成する必要がある。

大防法及び石綿則で定められた作業計画の記載事項から、作業計画に記載すべき事項を表4.4.1に整理した。

作業計画は大防法及び石綿則で作成義務が定められているが、それぞれの法令ごとに個別に作成する必要はなく、1つの作業計画を両法令における作業計画とすることも可能である。ただし、その場合は両法令の必要事項を満たす作業計画を作成する必要がある。

作成した作業計画は、当該作業を行う全ての作業者に周知しなければならず、作業は作業計画に従って行わなければならない。また、大防法では作業を下請負人が実施した場合、元請業者は作業完了時に作業計画に基づき適切に作業が行われていることを確認することとしている。そのため、作業計画は現場に備え付け、手順等の見直しがあれば適宜計画を修正する必要がある。

表 4.4.1 作業計画の記載事項

作業計画の記載事項	大防法 (大防法施行規則第 16 条の 4 第一号)	石綿則 (石綿則第 4 条第 2 項)
①工事の概要	特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	—
	同工事の場所	—
②石綿含有建材除去等作業	特定粉じん排出等作業の種類	—
	特定粉じん排出等作業の実施の期間	—
	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積	—
③石綿飛散防止措置	特定粉じん排出等作業の方法	石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況	—
④工事の工程表	特定粉じん排出等作業の工程を明示した建設工事の工程の概要	石綿使用建築物等解体等作業の方法及び順序
⑤施工体制	特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	—
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	—
⑥安全衛生	—	石綿使用建築物等解体等作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

4.4.2 作業計画の記載事項

(1) 工事の概要

解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、工事の場所等を記載する。工事を実施する場所の住所又は住所がない場合は、地番を記載する。また、工事名、現場案内図等も記載することが望ましい。

(2) 石綿含有建材除去等作業

石綿の除去等作業の種類、実施の期間、作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積を記載する。

特定粉じん排出等作業の種類については、大防法施行規則別表第 7 のどの作業基準が適用されるかが分かるよう、除去、囲い込み、封じ込めのいずれの作業を行うかを記載する。また、除去等に伴う負圧隔壁養生、隔壁養生、原形のまま取り外し等の作業の種類も記載する。これらと同等以上の効果を有する措置を講ずる場合は、その措置の内容を記載する。

作業の実施期間は除去等作業の開始から終了までの予定期間を記載する。予定が変更になった場合は、記載を修正する。

作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積は、

解体等を行う範囲にある石綿含有建材の種類（吹付け材、保温材、岩綿吸音板、仕上塗材等、判別できる範囲で詳細に記載をする）とその使用箇所、使用面積を記載する。使用箇所や使用面積については図面に記載しても差し支えない。

事前調査結果の報告書等があれば添付する。

(3) 石綿飛散防止措置

石綿の除去等作業の方法（石綿等の粉じんの発散を防止し又は抑制する方法）、石綿の除去等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況を記載する。

石綿の除去等作業の方法については、具体的な作業の方法及び石綿飛散防止措置及び順序を記載する。作業者がこの方法・順序に従って作業することを踏まえ、できるだけ具体的に記載する。

記載が必要な事項としては以下の事項が考えられる。

【全ての作業で記載が必要な事項】

- ・ 施工部位、施工数量
- ・ 作業場、施工区画の明示（立入禁止区画の明示と立入禁止措置方法）
- ・ 事前調査結果、作業内容、石綿の影響等に係る掲示の内容、方法、場所
- ・ 作業者の入退場管理の方法
- ・ 除去等の方法、手順（試験施工する場合はその手順を含む）、作業手順を変更した場合のルール（作業者への周知、自治体・労働基準監督署への連絡（必要な場合）、計画の修正等）
- ・ 石綿等の粉じんの発散防止又は抑制方法
- ・ 周辺への粉じん飛散防止方法（湿潤化の方法）
- ・ 使用機器等（薬液等を含む）
- ・ 清掃の方法
- ・ 取り残しの有無等の確認方法（実施者、方法）
- ・ 記録等の体制
- ・ 廃棄物の処理の方法（除去された石綿の種類（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物）、処理方法及び廃棄物発生量の見込み、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の一時保管の場所と保管方法及び掲示方法、処理施設の場所と運行経路（処理ルート）産業廃棄物処理業（収集運搬と処分）の許可証、委託契約書の写しを添付）
- ・ 作業環境測定の方法（実施する場合）
- ・ 大気環境測定の方法（実施する場合）

【負圧隔離養生を伴う除去等作業で記載が必要な事項】

- ・ 負圧隔離養生の方法（隔離シート等の設置方法、集じん・排気装置の設置方法（台数、換気能力、気流の流れの計画等））
- ・ セキュリティゾーンの設置方法
- ・ 作業終了時及び中断時に洗身を十分に行うことができる作業方法及び順序（隔離空間における作業終了又は中断後から、休憩等の次の予定に移るまでの間に、隔離空間における作業に従事した労働者が一人一人身体に付着した石綿等を十分に洗い落とし、全員が退出することができる十分な時間が確保されていること）
- ・ 作業開始前の確認事項（集じん・排気装置の事前点検、負圧状況の確認）
- ・ 作業中の確認事項（機器の点検、集じん・排気装置のフィルタの交換頻度、負圧管理、保護具、漏えいが疑われる状況が確認された場合の対応方法）
- ・ 作業後の確認事項（隔離空間内の清掃の方法、隔離空間内の粉じんの処理方法、薬液等の散布方法）
- ・ 隔離を解除する際に、石綿繊維が大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことの確認方法

- ・ やむを得ない事情により総纖維数濃度の測定を行わない場合はその事情を記載する
(グローブパックを使用する場合)
- ・ グローブバッグの製品概要（シートの厚さ等）
- ・ 除去作業開始前の密閉状況の点検方法
- ・ 湿潤化の方法
- ・ グローブバッグを外す方法、グローブバッグから工具等を持ち出す際の方法

【隔離養生（負圧不要）を伴う除去等作業】

- ・ 隔離養生の方法
- ・ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種を切断等により除去する際は、切断等以外の方法によることが技術上困難な理由及び切断等を行う箇所
- ・ 石綿含有仕上塗材を電動工具を使用して除去を行う際は使用する電動工具等

（4）工事の工程表

石綿除去等作業の工程を明示した建設工事の工程の概要（方法及び順序）を記載する。

石綿の除去等作業を含む解体等工事全体の工程がわかるよう記載する。解体後に新規建築物等の建設を行う場合は、解体工事終了までの工程で差し支えない。

また以下の仮設計画関連についても記載した方がよい。

- ・ 作業床（足場等）外部養生の設置方法
- ・ 安全通路確保の計画
- ・ 仮設照明の設置場所

（5）施工体制

解体等工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所、下請負人が石綿の除去等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所を記載する。

現場責任者の連絡場所は、連絡がとれる電話番号や通常在席している場所を記載する。

また、全体の施工体制が分かるよう、体制図等も記載する。体制図には石綿作業主任者名や特別管理産業廃棄物管理責任者名、緊急時対応（連絡先、連絡ルート等）についても記載する。

（6）安全衛生

石綿が使用された建築物等の解体等の作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法を記載する。

具体的には、労働者が使用する保護具や保護衣の種類、管理方法及び扱い方、呼吸用保護具の適正な選定及び使用方法等の管理方法を記載する。また、じん肺健康診断の実施確認や石綿健康診断の実施確認の方法についても記載する。

その他、熱中症予防対策、転倒・墜落・転落・飛来・落下災害等の労働災害防止方法についても記載することが望ましい。

（7）その他

石綿のばく露・飛散防止の観点からみると必ずしも記載が必要とはいえないが、安全かつトラブルのない作業を行う上では検討が必要な事項であり、整理しておくことが望ましい。

- ・ 石綿除去会社等の選定方法
- ・ 各種届出、管轄の監督官庁との調整事項
- ・ 自治体や近隣住民との協定等の有無
- ・ 特殊条件

4.4.3 下請負人への説明

大防法では、元請業者又は下請負人が、石綿の除去等作業を伴う建設工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるときは、石綿の除去等作業の方法等を、その請け負わせる者に説明しなければならないとしている。

説明が必要な事項は以下の事項である。

- ・ 石綿の除去等作業の方法
- ・ 石綿の除去等作業の工程を明示した解体等工事の工程の概要
- ・ 石綿の除去等作業の種類
- ・ 石綿の除去等作業の実施期間
- ・ 石綿の除去等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積

下請負人への説明の際は、作業計画等を示して作業の内容や注意点を確認することが望ましい。

4.5 作業実施等の届出

4.5.1 作業実施等の届出について

事前調査の結果、解体等工事を行う建築物等に石綿含有吹付け材等が使用されていることが判明した場合は、大防法及び安衛法・石綿則に基づく作業実施等の届出が必要となる。

大防法では、発注者等に届出の義務がある。発注者等は、大防法第18条の17に基づき、解体等工事の開始の14日前までに都道府県知事（政令等により委任されている市については、市長）に特定粉じん排出等作業の実施の届出を行わなければならない。

石綿則では、事業者に届出の義務がある。事業者（建設業及び土石採取業に限る。）は、安衛法第88条第3項に基づき、除去等作業の開始の日の14日前までに労働基準監督署に計画の届出を行わなければならない。建設業及び土石採取業以外の事業者については、石綿則第5条に基づき、あらかじめ労働基準監督署長に作業の届出を行う必要がある。なお、除去等作業を数次の請負契約によって実施する場合には、元請業者等が届出を行つてよい。

石綿含有吹付け材等が使用されていない場合は、石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材が使用されていても大防法、安衛法・石綿則の届出のいずれも不要である。ただし、作業計画の作成は必要になる。

なお、令和4（2022）年4月1日以降は、一定規模の解体等工事について、石綿の有無に関わらず、大防法では都道府県知事等へ、石綿則では労働基準監督署長へ、事前調査結果等の報告が必要となる。

（1）届出対象工事

作業実施等の届出対象となる工事は、石綿含有吹付け材並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る解体等工事である。

表4.5.1 大防法と安衛法・石綿則の届出要件の整理表

石綿含有建材の種類	届出義務者 法令 作業の種類	発注者等	事業者
		大防法	安衛法・石綿則
石綿含有吹付け材 石綿含有保温材等	解体、改修等 (封じ込め、囲い込み)	○※1	○※2
石綿含有成形板等 石綿含有仕上塗材	解体、改修等	×	×

○：届出対象、×：届出対象外

※1 石綿を含有する配管保温材を、非石綿部の切断により除去する場合は不要。

※2 建設業及び土石採取業の場合は安衛法第88条の「計画の届出」、それ以外の業種に属する事業者は石綿則第5条第1項の「作業の届出」を行う。

（2）届出先

大防法の特定粉じん排出等作業の実施の届出は、解体等を行う建築物等がある場所の都道府県等に行うこととなる。都道府県等によっては、保健所や地方事務所等において届出の受付を行っている場合があるほか、条例により、届出の受理権限等が政令市以外の市の長に委任されている場合もあるので、届出時に確認が必要である。なお、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合については、14日前までという制限はないが、速やかに届け出る必要がある。

安衛法に基づく計画届又は石綿則に基づく作業の届出は、解体等を行う建築物等がある場所の管轄労働基準監督署に届け出ことなる。

4.5.2 届け出るべき事項

大防法及び安衛法、石綿則に係る届出では、表 4.5.2 の事項について定められた様式に記入し、届け出る必要がある。なお大防法においては、表 4.5.2⑦の項目以外の届出事項は作業計画の項目と同じであるため、作成した作業計画を届出書の様式に記入した上、必要に応じて⑦について追記し、必要な資料を添付して届け出る。

表 4.5.2 届出事項

大防法 (大防法第 18 条の 17)	安衛法、石綿則 (安衛法第 88 条第 3 項、 安衛法施行規則第 91 条第 2 項 石綿則第 5 条第 1 項)
<p>様式第 3 の 5 に以下事項を記載する</p> <p>① 当該届出対象特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>② 当該届出対象特定工事の場所</p> <p>③ 当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積</p> <p>④ 特定粉じん排出等作業の種類</p> <p>⑤ 特定粉じん排出等作業の実施の期間</p> <p>⑥ 特定粉じん排出等作業の方法</p> <p>⑦ 作業方法が大防法第 18 条の 19 に定められたものではない場合はその理由</p> <p>上記届出には、以下を記載した書類を添付する。</p> <p>一 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況</p> <p>二 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要</p> <p>三 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所</p> <p>四 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所</p>	<p>【安衛法】</p> <p>様式第 21 号に以下の書類を添付</p> <p>① 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面</p> <p>② 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面</p> <p>③ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面</p> <p>④ 工法の概要を示す図面</p> <p>⑤ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面</p> <p>⑥ 工程表</p> <p>【石綿則】</p> <p>様式第 1 号の 2 に当該作業に係る建築物、工作物又は船舶の概要を示す図面を添付</p> <p>※詳細については表 4.5.3 参照</p>

表 4.5.3 安衛法第 88 条第 3 項及び石綿則第 5 条第 1 項に基づく届出に係る添付書類等届出の様式、期日、添付書類

	計画の届出	作業の届出
様式	安衛則関係様式第21号 「建設工事計画届」	石綿則関係様式 第1号の2 「建築物解体等作業届」記載例
届出期日	工事を開始する14日前まで	作業を開始するまで
添付書類等	1. 現場案内図 2. 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 3. 石綿等の除去工事概要書 4. 事前調査結果 ※石綿等の種類、使用量、含有率等が明記されていること。 5. 当該作業に係る建設物等の概要を示す図面（平面図、立面図等） ※石綿等が吹き付けられている箇所及び隔離を行う場所が明記されていること。 6. 工事用の機械、設備、建設物等の配置等を示す図面 ※負圧除じん装置、汚染除去室等の位置及び構造を明確にすること。 7. 石綿等の除去方法を示す図面又は書面 8. 労働災害を防止するための方法等 ※隔離のための養生方法、湿潤方法、換気計画、作業環境測定計画等を明記すること。石綿作業主任者名、特別教育実施記録呼吸用保護具、保護衣等のカタログ、高所作業となる場合には足場計画、昇降設備等墜落防止措置、夏季においては熱中症対策を明確にすること。 9. 工程表（工事全体工程表及び石綿除去に係る工程表） ※養生、除去等の日程が明記されていること。	1. 現場案内図 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 2. 当該作業に係る建設物等の概要を示す図面（平面図、立面図等） ※除去する石綿等の箇所及び隔離又は立入禁止措置を行う場所が明記されていること。 様式第1号の2の「石綿ばく露防止のための措置の概要」について <ul style="list-style-type: none"> i. 吹き付けられた石綿等及び石綿含有保温材等の除去作業の作業場所の隔離（石綿則第6条） ii. 石綿等の切断等の作業を伴わない作業の立入禁止措置その旨の表示（石綿則第7条） iii. 除去作業及び切断等の作業での温潤化、呼吸用保護具及び作業衣、保護衣の使用（石綿則第13条、14条） iv. 特別教育の実施（石綿則第27条） 等の必要な措置内容を具体的に記載。（別紙可）
備 考	現場の状況等により上記以外に追加の図面等が必要な場合がある。	

(1) 添付書類について

届出書に添付すべき書類については、大防法に基づく届出書と安衛法に基づく届出書に添付される書類とが概ね同一である場合は、同じ添付書類を届出書に添付してもよい。大防法及び安衛法の添付書類の対応関係は、おおよそ以下のとおりである。

表4.5.4 大防法及び安衛法に規定する届出添付書類の対応関係

大防法に規定する書類	↔	安衛法に規定する書類
一 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況	(注 1)	① 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
二 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	(注 2)	⑥ 工程表 (+④及び⑤の図面又は書面)

※項目頭の数字については表4.5.2を引用

(注 1) 同じもので差し支えない。

(注 2) 特定粉じん排出等作業の工程が明示されている必要がある。

なお、「④工法の概要を示す図面」や「⑤労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面」の中で工程について記載されていれば、それも該当する。

【大防法に基づく届出の添付書類例】

1. 工事概要（例）

(1) 工事名称

品川〇〇ビル模様替工事

(2) 工事場所

東京都港区〇〇 1 丁目 2 番 3 号

(3) 工事期間

自 令和〇年〇月〇日 — 至 令和〇年〇月〇日

(4) 工事内容

品川〇〇ビル模様替工事内オフィスビル吹付石綿除去工事

(5) 元請業者（特定工事を施工する者）

〇〇建設株式会社 東京支店

〇〇作業所

東京都〇区〇〇 〇 丁目〇 番〇 号

連絡先 TEL 03 -〇〇〇〇—〇〇〇〇

現場責任者 〇〇 〇〇

連絡先 TEL 〇〇〇 -〇〇〇〇—〇〇〇〇

(6) 下請事業者

石綿除去工事業者

〇〇建設株式会社

〇〇作業所

東京都〇区〇〇 〇 丁目〇 番〇 号

連絡先 TEL 03 -〇〇〇〇—〇〇〇〇

現場責任者 〇〇 〇〇

連絡先 TEL 〇〇〇 -〇〇〇〇—〇〇〇〇

(7) 工程表

別紙－1 を参照

(8) 施工範囲図

別紙－2 を参照

(9) 石綿含有建材除去数量

吹付け石綿除去工事数量

石綿使用場所及び部位		石綿使用数量 (m ²)		石綿の種類
① 1 階 オフィスビル	壁	316.3	m ²	クリソタイル
② 2 階 オフィスビル	壁	316.3	m ²	
③ 1、2 階 オフィスビル	天井	100	m ²	
合 計	—	732.6	m ²	

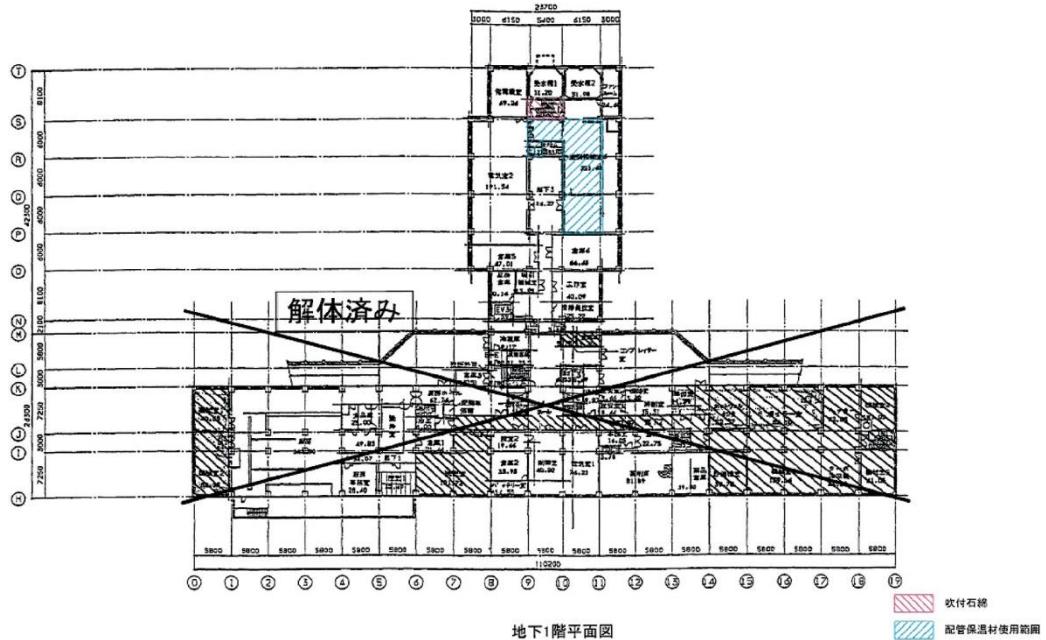
2. 工程表（例）

品川〇〇ビル模様替工事

工程表

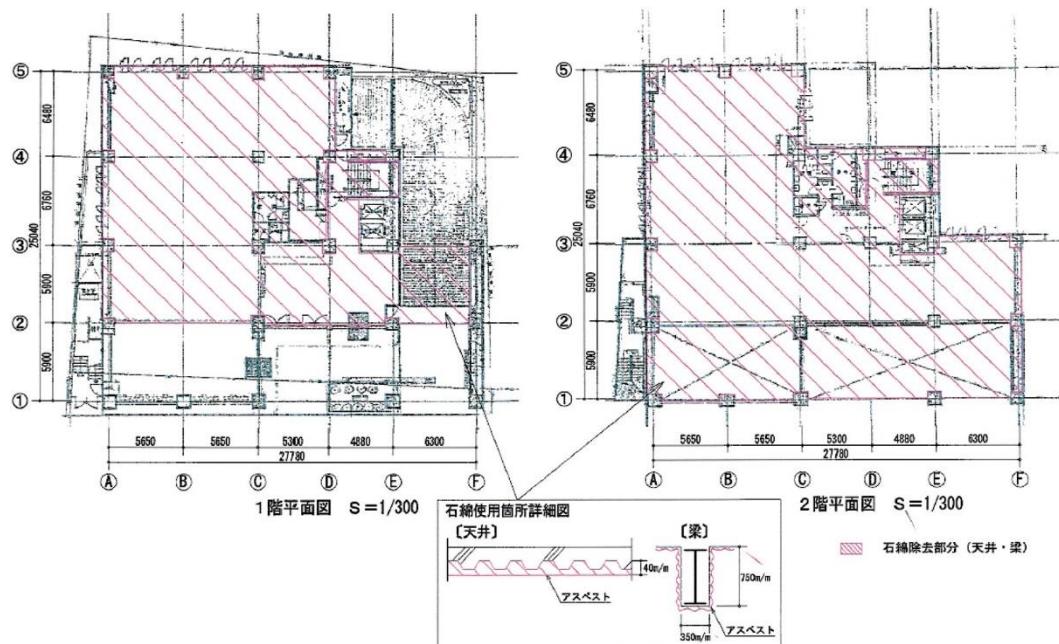
		6月		7月		8月																				
		30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	火	水	木	金	土	日	火	水	木	金	土	日	火	水	木	
養生地	仮設工事	<																								
機械室																										
発電室																										
電気室																										

施工範囲図



さらに、届出書様式の備考1等の規定により、以下の図面を添付する必要がある。

- 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分の見取図（主要寸法、特定建築材料使用箇所を記入）
- 作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図（主要寸法、隔離された作業場の容量、集じん・排気装置の設置場所、排気口の位置を記入）



※これらは、必要な事項が記載されていれば 1つの図面としてもよい。

4.6 事前調査の結果及び作業内容等の掲示

解体等工事の元請業者等及び事業者は、事前調査の結果及び作業内容等について、大防法及び石綿則で定められた事項を公衆及び作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示しなければならない。

石綿に関する掲示等は表 4.6.1 のとおりである。また、厚生労働省では、以下の掲示を行うことを通知している。（平成 17 年 8 月 2 日基安発第 0802001 号）

① 安衛法第 88 条 3 項の規定による計画の届出又は石綿則第 5 条の規定による作業の届出の対象となる作業を周知する掲示。

② 届出の対象外となる石綿除去作業を周知する掲示。

③ 石綿を使用していない建築物の解体等の作業を周知する掲示。

この他、都道府県等独自に条例で掲示を義務付ける例もあるので確認が必要である。

掲示については、解体等の作業の開始から終了まで工事期間を通して行う。

なお、掲示板の設置以外に、除去等作業の着手に当たって事業者は、周辺住民やテナント等、関係者に対する不安や疑惑を解消するために、地元説明会の開催等を求められることがある。掲示を見た周辺住民等からの申し出があった場合、リスクコミュニケーションの観点から、事前調査の概要等を閲覧に供することが考えられる。

除去等作業を円滑に実施するためには、近隣住民等関係者からの申し出に応じて、除去等作業の方法、隔離・養生方法及び具体的な作業工程の現地での説明並びに工事実施写真（石綿除去等の作業の写真や漏えい確認状況の写真等）の公開等を行うことが考えられる。

リスクコミュニケーションについては、「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」（平成 29 年 4 月 環境省）が参考になる。

表 4.6.1 石綿に関する掲示

掲示項目	大防法	石綿則等	参照箇所
事前調査の結果	大防法第 18 条の 15 第 5 項 大防法施行規則第 16 条の 9、第 16 条の 10	石綿則第 3 条第 8 項	4.6.1
作業内容等	大防法第 18 条の 14 大防法施行規則第 16 条の 4 第二号	平成 17 年 8 月 2 日基安発第 0802001 号	
作業主任者	—	安衛則第 18 条	4.6.2
飲食喫煙禁止	—	石綿則第 33 条	
石綿の有害性等	—	石綿則第 34 条	
立入禁止	—	石綿則第 7 条、第 15 条	

4.6.1 事前調査の結果の掲示

大防法と石綿則における事前調査の結果の掲示の記載事項を表 4.6.2 に示す。

事前調査の結果の掲示は石綿含有建材の使用の有無や大防法や石綿則の届出の対象か否かに関わらず義務付けられているものであり、全ての解体等工事で掲示しなければならないことに留意する必要がある。

事前調査の結果の掲示は、大防法及び石綿則で義務付けられているが、それぞれの法令に則った掲示を個別に行う必要はなく、記載事項を網羅していれば両方の掲示を兼ねることは差支えない。

事前調査結果の掲示は、周辺住民及び作業者の両方が見やすい場所に掲示する。

掲示の大きさは日本産業規格 A 3 判（29.7cm × 43cm）以上とするが、縦、横のどちらでも差し支えない。

表 4.6.2 大防法と石綿則における事前調査結果の掲示の記載事項

大防法の掲示の記載事項 (大防法第 18 条の 15 第 5 項、 大防法施行規則第 16 条の 10)	石綿則の掲示の記載事項 (石綿則第 3 条第 8 項)
<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査の結果 ・解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・事前調査を終了した年月日 ・解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査終了日 ・事前調査を行った部分（分析調査を行った場合にあっては、分析のための試料を採取した場所を含む）の概要 ・事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなしめた場合は、その旨を含む）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠の概要

4.6.2 作業内容等の掲示

石綿含有建材の除去等作業を行う際は、作業方法等の必要事項を表示した掲示板の設置が必要である。

作業内容等の掲示の記載事項を表 4.6.3 に示す。

作業内容等の掲示についても、大防法及び石綿則等に分けて掲示を行う必要はなく、記載事項を網羅していればそれぞれの法令の掲示を兼ねることは差支えない。

掲示は、周辺住民及び作業者の両方が見やすい場所に掲示する。掲示の大きさは日本産業規格 A 3 判以上とするが、縦、横のどちらでも差し支えない。

表 4.6.3 作業内容等の掲示の記載事項

大防法の掲示の記載事項 (大防法施行規則第 16 条の 4 第二号)	石綿則等の掲示の記載事項 (安衛法第 18 条 石綿則第 7 条、15 条、33 条、34 条 平成 17 年 8 月 2 日基安発第 0802001 号)
<ul style="list-style-type: none"> ・特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・届出対象特定工事に該当する場合にあっては、届出年月日及び届出先 ・特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法 ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者以外の立入禁止 ・石綿作業主任者 ・喫煙・飲食の禁止 ・石綿等を取り扱う作業場である旨 ・石綿の人体に及ぼす作用 ・石綿等の取扱い上の注意事項 ・使用すべき保護具 ・石綿のばく露防止対策等の実施内容（届出あり、届出なし、石綿なし）

4.6.3 掲示の様式例

事前調査の結果及び作業内容等の掲示の様式例を図 4.6.1～図 4.6.3 に示す。

掲載した様式例は、事前調査の結果と作業内容を 1 つの掲示にまとめている例であるが、それを個別に掲示することもできる。掲示の大きさは日本産業規格 A 3 判以上（縦、横のどちらでも可）であるが、記載内容が多い場合は掲示の大きさを大きくする等、字が小さく読みづらくならないよう配慮すること。

また、様式例では、石綿則による「関係者以外の立入禁止」、「喫煙・飲食の禁止」、「石綿等を取り扱う作業場である旨」、「石綿の人体に及ぼす作用」、「石綿等の取扱い上の注意事項」、「使用すべき保護具」、の内容は含まれていないため、別途掲示を行うこと。

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{注1)}、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業所			
届出先及び 届出年月日	東京○○ 労働基準監督署	令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者
	東京 都道・府・県 ○○市○区	令和○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
調査終了年月日		令和○○年○○月○○日	住所
看板表示日		令和○○年○○月○○日	東京都○○区○一○
解体等工事期間		令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	元請業者(工事の施工者かつ調査者)
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間		令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
調査方法の概要(調査箇所)			
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査			
【調査箇所】建築物全体(1階~4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)			
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)			
【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし) エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1~4階 トイレ内PS 保温材③ 1~4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤			
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法			
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		除去・囲い込み・封じ込め・その他	
集 じん ・ 排 気 装 置	機種・型式・設置数	・機種:集じん・排気装置・型式:○○○-2000・設置数:○台	
	排気能力(m ³ /min)	○○m ³ /min(1時間あたりの換気回数4回以上)	
	使用するフィルタの種類及びその 集じん効果(%)	HEPAフィルタ・補修効率:99.97%・粒子径:0.3 μm	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○・固化用薬液:○○○○ ・隔離用シート(厚さ:床○mm、その他○mm)・接着テープ 等		
その他の石綿(特定粉じん) 排出又は飛散の抑制方法	(例)・吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する封じ込め工法 ^{注2)} (例)・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 ^{注2)}		
備考:その他の条例等の届出年月日	○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)		
その他事項			
調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日			

注1)工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

注2)封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

図4.6.1 石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去等を含む作業(届出対象)記入例 ※掲示サイズは(横420mm以上、縦297mm以上)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{注)}

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称:○○○○解体工事作業所		
調査終了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
看板表示日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	○○○○開発(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
解体等工事期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	住所 東京都〇〇区〇一〇
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階～3階)		
【調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		
【石綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1～3階 床:ビニル床シート⑤、壁:けい酸カルシウム板第1種:④ 天井:岩綿吸音板③ その他の建材 ④⑤		
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	●除去 その他	
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらパール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらパール等で除去を行う。	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○ ・剥離剤:○○○○ ・養生用シート(厚さ:〇mm) ・接着テープ 等	
備考:その他の条例等の届出年月日 ○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和〇〇年〇月〇日届出)		
その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日		

注)工事に係る部分の床面積の合計が 80m² 以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の建築物の改修等工事等の場合

図 4.6.2 石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業（届出非対象）記入例 ※掲示サイズは（横 420mm 以上、縦 297mm 以上）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^(注)
大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称:○○○○解体工事作業所		
調査終了年月日	令和○○年○月○日	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)
看板表示日	令和○○年○月○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○
解体等工事期間:令和○○年○月○日～令和○○年○月○日		
調査方法の概要(調査箇所)		
<p>【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 ※建物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる</p> <p>【調査箇所】建築物全体(1階～3階)</p>		
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		
石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)		
<p>【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照</p> <p>1～3階 床:ビニル床タイル③ ビニル床シート③、天井:岩綿吸音板③、けい酸カルシウム板第1種③、壁:スレートボード⑤ 外壁 仕上塗材③</p> <p>※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例 建築物の着工日が2006年9月1日以降⑤</p>		
<p>調査を行った者(分析等の実施者)</p> <p>氏名又は名称及び住所 <u>事前調査・試料採取を実施した者</u> ①日本アスベスト調査診断協会登録者 氏名 ○○○○ 会員番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○一〇〇 <u>分析を実施した者</u> ②○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○○○ 氏名 ○○○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○一〇〇</p> <p>その他事項</p> <p>調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す</p> <p>①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日</p>		

(注)工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

図4.6.3 石綿使用なし記入例 ※掲示サイズは(横420mm以上、縦297mm以上)